

【長野県】旅館業における主な構造設備の基準（全体）

		旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	下宿営業
客室	数	-	-	-
	広さ	7㎡以上（施行令） 寝台を置く客室：1客室の床面積9㎡以上（施行令）	客室の延床面積（施行令） （以下のいずれかの面積以上） ①33㎡以上 ②宿泊人数×3.3㎡ （10人未満の場合）	1客室の床面積 7㎡以上（条例）
	間仕切り	-	-	-
その他	専用の出入口が設けられていること（条例）	-	-	
寝具類		-	階層式：上下段の間隔約1m以上 （施行令） 幅0.9m、長さ1.8m以上（条例）	-
	宿泊者の数に応じた数量以上の数量を備えること（条例）			
玄関帳場等	以下のいずれかの設備等（施行令） ・宿泊者との面接に適する玄関帳場 ・宿泊者の確認を適切に行うための設備	-	-	
浴室	適当な規模の入浴設備（施行令） ※近隣に公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除く。			
	外部から見通すことができない構造であること（条例） 共同用のものにあつては、脱衣所を設けること（"）			
	浴槽内・洗い場は、収容定員に応じて適当な広さを有すること。（要領）			
洗面所	適当な規模の洗面設備（施行令） 共同用のものにあつては、適当な数の給水栓を有すること。各給水栓は適当な間隔を有すること。（要領）			
便所	適当な数（施行令）			
	流水式の手洗い設備があること（条例） 窓・換気口には防そ防虫の設備が設けられていること（"）			
	共同便所は、男女別に分けて、適当な数を有すること（簡易宿所にあつては望ましい。）（要領） 便所のない客室を有する階には、共同便所を設けること（"）（要領） 適当な換気設備を備え付けること（"）（要領）			
定員	○寝台を置く客室 宿泊床面積（※1）4.5㎡に1人（条例） ○寝台を置かない客室 宿泊床面積3.3㎡に1人（条例）	宿泊床面積2.5㎡に1人（条例）	宿泊床面積4.9㎡に1人（条例）	
	特例施設：宿泊床面積1.6㎡に1人（条例）			-

※1 宿泊床面積：宿泊者が通常宿泊に用いることのできる部分の床面積

※2 特例施設：旅館業法施行規則第5条第1項に掲げる季節的に利用される施設、交通が著しく不便な地域にある施設等